



会 報

やまぐち

No.59

平成7年

5 月発行



山口県土地家屋調査士会

目 次

年計表を分析して 会長 乗川良介	3
理事会・支部長会合同会議開催	5
山口地方法務局平成6年度末・平成7年度当初人事異動一覧表	6
「4月1日表示の登記の日」 無料相談開催される	8
企画委員と本部業務部合同会議	9
「新入会員研修会」開催される	14
新入会員紹介	15
事務所紹介 下関支部 下野・木村・宮崎合同事務所	16
支部だより 下関支部	17
徳山支部	18
宇部支部	18
研究室報告 室長 瀬口潤二	19
囲碁クラブ第1回例会報告 幹事 増満増郎	24
ゴルフクラブだより 幹事 磯村美樹	26
投稿 長門国府の方位信仰 下関支部 前田博司	27
事務局だより	34
訃報	35
調査士国民年金基金加入のお願い	36
編集後記	



表紙写真

彦島大橋からの鮮やかな海と空の眺望と風車
がかもしだすエキゾチックな雰囲気のパーク
彦島有料自慢の新名所

年計表から見た我が会の実状

会 長
乗 川 良 介

平成6年は、一昨年10月1日施行の細則第40条ノ4の2項の改正に伴い、現地安定化が一段と強化促進され、筆界点には、永久性に富んだ境界標を設置することが義務づけられ、国民の不動産における現地での権利範囲の固定性と、安定化の推進が計られたものと思います。

「杭を残して、悔いを残さず」を合言葉に、我々、土地家屋調査士の専管業務として会員一同、国民の理解を得ながら、筆界各点に杭の設置を更に推進していただき、ひいては、土地家屋調査士制度の充実と、責務の励行の徹底を計って戴きます様、お願い致しておきます。

さて、平成6年の当会会員の年計表を分析いたしましたので、報告致します。

表示登記の改善と高度化に伴い、益々業務が充実し、昨年までとは少し変化がみられる様に感じました。その一つに65才以上の高令会員の取扱金額は横這いであるのに対し、昨年まで少額であった、35才以下の若令会員の取扱金額が増加し、全会員平均取扱金額に急接近したことであります。21世紀を担う若年会員の皆様は、益々研鑽を重ねられ、制度充実のため活躍されん事を祈念致します。

尚、毎年お願い致していますが、この年計表は報酬改正の基礎となるため、正確に報告願います。一部の会員におかれては、不当誘致の疑いさえ感じる報告も見受けられ、平均報酬額を低下させる原因となっています。調測要領に従って業務を忠実に処理するなら安価で業務処理は出来ないと考えています。必ず要領に基づいて、付加価値の高い業務処理を行って戴きたいと願っております。提出して戴いた年計表は、絶対に外部には公開いたしませんので安心して、御理解の上くれぐれも正確な数値を報告して戴く様お願い致しておきます。

最後に紙面をお借りして、一言お礼を申し上げます。昨年度は、境界標設置全国キヤ

ンペーン並びに、阪神大震災に対し、多大なる御協力を戴くと共に、多くの出費をして戴き、会のPRと近隣会への援助資金の拠出、ほんとうに有り難うございました。以上実状報告と致します。

年間別・年間取扱金額別・会員数 (平成6年分)

年齢別	100万円未満	300万円未満	600万円未満	1,000万円未満	1,500万円未満	2,000万円未満	3,000万円未満	3,000万円以上	会員数	平均1人当年間取扱金額
75才以上	7人	10人	2人	2人	2人	2人	0人	0人	25人	4,315,389円
65 "	11	8	10	6	5	1	2	0	43	5,415,432
55 "	9	5	6	6	9	5	2	5	47	13,228,328
45 "	2	5	12	12	11	12	10	10	74	15,986,649
35 "	2	4	8	9	14	10	6	9	62	15,729,141
35才未満	2	0	2	0	2	0	1	1	8	11,575,932
計(山口会)	33	32	40	35	43	30	21	25	259	12,406,587

支部別・年間取扱金額別・会員数 (平成6年分)

	岩国	徳山	防府	山口	萩	宇部	下関	計(山口会)	比率%
100万円未満	3	4	4	4	4	7	7	33	12.7
300万円未満	11	8	0	5	4	1	3	32	12.4
600万円未満	12	6	2	4	2	7	7	40	15.4
1,000万円未満	4	5	6	6	1	5	8	35	13.5
1,500万円未満	6	5	4	7	3	9	9	43	16.6
2,000万円未満	4	3	3	3	1	7	9	30	11.6
3,000万円未満	5	2	0	3	1	5	5	21	8.1
3,000万円以上	3	7	2	5	3	4	1	25	9.7
会員数	48	40	21	37	19	45	49	259	100.0
平均年間取扱金額	10,172,379	13,796,323	11,379,767	13,262,751	12,045,336	14,172,770	11,772,365	12,406,587	

理事会・支部長会開催される

平成7年1月8日・9日の両日、山口県婦人教育文化会館に於いて、会長、副会長、理事、名誉会長、相談役並びに各支部長、幹事の出席により開催されました。

議長録はすでに配布済みです。



平成6年度末・平成7年度当初人事異動一覧表

	氏 名	転出先	後任者	後任者所属		氏 名	転出先	後任者	後任者所属
局長	片山 芳人				総務部門	品川 寿興			
次長	中島 重幸					小山 稔			
	小坂 元					吉武 丈治			
総務課	藤本 正美	岡山供託課長	原田 敬直	徳山補佐		瀧村 剛			
	西村 和子	山陽出張所	富永 勝盛	防府総係長	人権	佐々木正光	福岡会補佐	永谷 進	鳥取供託課長
	要田 悟史					守永 辰夫			
課	中島 正善				藤井 隆弘	光登調	岡崎 輝雄	萩登専	
	山重 基晴	供託課	喜島 成和	宇部係員	防府支局	水津 憲治			
	川村 泰秀					富永 勝盛	総務庶係長	小野村 悟	会計施係長
赤根年茂枝	島根本局	佐貫 紀恵	岩国係員	河合 祐一					
会計課	高崎 育恵				有熊 和郁	新南陽所長	藤川 京子	山陽所長	
	田中 清之				木村 学				
	北脇 重男				平尾 輝彦				
	松村 正博				藤村 昌代				
	中村 和彦	本局登記官	竹内 基晴	徳山総係長	垣村裕美子				
	小野村 悟	防府総係長	津森 正義	美祿登調	小川 智之				
	金沢 稔英	防府登専	岡本 紀子	宇部係員	山根 忠和	長門係員	金沢 稔英	会計係員	
	原田 邦夫				藤井 美鈴	萩係員	小野 一夫	久賀登専	
	野村 博之				末広 利夫	勸奨退職	石崎 親男	萩支局長	
	若槻 千明				原田 敏直	総務補佐	好中 和儀	広島総係長	
柳 晋一郎				竹内 基晴	会計用係長	池水 真	光登調		
田邊 康子				金重 吉起					
富田 禮子				福永 肇					
登記部	増本 正博				徳山支局	齋宮 英敏	6G登記官		
	山崎 一男					林 彰夫	下関登相	高井 静子	宇部登記官
	和太 稔	広島市支局長	松井 重利	松江平田所長		松村 亮	美祿登専	竹内 芳行	下関登調
	安田 譲					後藤 鋭輝	周東登専	佐内 葉子	下関係員
	水田 一義					川口 寛			
	田中 哲治	6G相談官				前田 利隆			
	有吉 清					高山恵美子			
	宇野 秀穂	萩総務係長	中村 和彦	会計用係長		橋崎佳寿美	下関係員	笹部 哲哉	新探(徳山市)
	西山 義治					板村 智寛			
	田中 博幸	萩登専	古屋 仁志	長門係員		石崎 親男	徳山支局長	西本紀美子	岩国統括
古谷 訓				岡村 邦子	岩国総係長	宇野 秀穂	登記登調		
安村 剛治				勝部 健二	松江本局統括	松村 衛	宇部補佐		
			安達多恵子	新探(防府市)	椿 敦夫				
			平石由美子	新探(下関市)	岡崎 輝雄	人権主任	田中 博幸	登記登専	
B/C	中川 洋二	システム管理官			支局	吉村智恵子			
	井上 進	システム管理官付				妹尾 祐子	松江川本	藤井 美鈴	防府係員
戸籍課	膳夫 明	宇部支局長	持田 雅敬	松江西郷支局長	岩国	吉野 寿			
	山縣 龍彦					中村 英樹			
	原澤 源一					伊藤美代子			
供託課	中村 公洋	宇部登専	玉田 秀樹	供託係員	天河 正雄				
	武田 信夫				高橋 利吉	広島戸補佐	藤井 敏法	広島研係長	
	井上 巖徳	岡山高梁支局長	宮田 和一	本省司調部	浅原 強	岩国登記官	岡村 邦子	萩総係長	
	重田 勉				西本紀美子	萩支局長	藤井 照夫	広島表専	
	玉田 秀樹	戸籍課	山重 基晴	総務課登専	河村 保				

	氏名	転出先	後任者	後任者所属		氏名	転出先	後任者	後任者所属
支局	村田 光男	光登記官	浅原 勉	岩国総係長	美祿 阿東 新南陽	鳥取 裕子			
	高松 恵子					藤田 英夫	下関登記官	中川 綾子	小野田所長
	古川 信明					津森 正義	会計係長	松村 亮	徳山登専
	道端 浩生	柳井登専	藤木 修	柳井登専		徳田 浩			
	原田 俊峰					西村 昭博			
	谷村 典子					杉原 誠二			
	大木 華恵					田中 昭	光所長	有熊 和郁	防府登記官
	佐貫 紀恵	本局総務	田畑 直美	新採(浜田市)		齋藤 春洋			
下関	岩谷 利彦				岡崎 さおり				
	安宗 厚子				金子 邦人	宇部補佐	田中 昭	新南陽所長	
	森脇 一整	勸奨退職	齊藤 俊英	宇部統括7G	池永 真	徳山総係長	村田 光男	岩国登記官	
	久富 豊広	柳井登記官	大田 嘉勝	広島徳山登記官	林 嗣朗				
	藤井 茂				横山 孝秀	宇部係員	藤井 隆弘	人権主任	
	高杉 伸夫	小野田所長	藤田 英夫	美祿所長	田村 京子				
	岡本 隆	6G登記官	林 彰夫	徳山登調	藤永 幸成				
	竹内 芳行	徳山登調	岡本 隆	下関登相	金子 忠明				
	中本 正和				川村 禮子				
	荒瀬 哲治	長門登専	堀 奈々絵	松江登記	武吉 勲	宇部登相	荒瀬 哲治	下関登専	
支局	猪俣 忠弘				古屋 仁志	本局登記	山根 忠相	防府係員	
	原田 隆男	久賀登専	尾中 芳孝	下関登専	伊藤 一弘				
	尾中 芳孝	下関供専	勝部 泰和	周東登専	山本 房夫				
	福田 和幸	豊北係員	田中 義則	柳井係員	勝部 泰和	下関登専	後藤 鋭輝	徳山登専	
	釜谷 和雄	鳥取名和	橋崎佳寿美	徳山係員	大木 伸一				
	藤井 裕子	下関総務	沼 真佐人	新採(大田市)	山本 隆				
	中原 健二				林 明美				
	宮本 博子				三隅 信行				
	田中 裕幸				山田謙治郎				
	佐内 葉子	徳山係員	藤井 裕子	下関登記係員	藤木 修	岩国登専	久富 豊広	下関総係長	
支局	吉岡 昌記	宇部係員	隈井 隆之	豊田係員	河野恵美子				
	波田 さやか				田中 義則	下関係員	道端 浩生	岩国登専	
	岡部 泰徳	広島県支局長	膳夫 明	戸籍課長	小田桐香苗				
	松下 衛	萩統括	金子 邦人	光所長	國澤富三郎				
	松原 純生				小野 一夫	防府登専	原田 隆男	下関供専	
	齊藤 俊英	下関統括	兼安 典子	宇部登記官	行武 要				
	兼安 典子	宇部統括	横山 孝秀	光係員	岡藤 康通				
	高井 静子	徳山登記官	山本 智之	宇部登相	辻岡 誠二	広島吉田	福田 和幸	下関係員	
	山本 智之	宇部登記官	武吉 勲	長門登調	林 隆康				
	松永 憲昭				隈井 隆之	下関係員	大島 穰	宇部登専	
支局	町田 圭司				藤川 京子	防府登記官	西村 和子	総務庶係長	
	大島 穰	豊田登専	中林恵美子	新採(山陽)	伊藤 守				
	垣村 昌宏				中川 綾子	美祿所長	高杉 信夫	下関登記官	
	喜島 成和	本局総務	中村 公洋	戸籍登専	増山 和男				
	岡本 紀子	会計係員	吉岡 昌記	下関係員	宮村美代子				
	隈井 芳枝								
	徳永 稔								
	川村 妙子								

「4月1日表示登記の日」

無料相談盛大に開催される

平成7年度の「表示登記無料相談」を県下9会場で実施致しました。たくさんの相談に応じ、そのことが社会奉仕につながり、かつ、「表示登記」のPRと「土地家屋調査士」のPR、即ち対外的な宣伝を行うことができました。

相談会場で協力いただいた会員の皆様にお礼を申し上げます。

平成7年度「表示登記の日」無料相談日時および設定場所は、右の通りです。

支部	日時	場所
岩国	4月1日(土) 9時～15時	「柳井市文化福祉会館」 柳井市尾の上
	4月3日(月) 9時～15時	「山口地方法務岩国支局」 岩国市錦見1丁目16-35
徳山	4月1日(土) 10～15時	「ザモール周南」 下松市中央町2-13
防府	4月1日(土) 9:30～15時	「防府文化福祉会館」 2階8号室 防府市緑町1丁目9-1
山口	4月1日(土) 9時～15時	「山口県司調会館」 山口市駅通り2丁目 9番15号
萩	4月3日(月) 9時～15時	「萩地方合同庁舎」 萩市平安古599の3
	4月3日(月) 9時～15時	「長門市物産観光センター」 2階 長門市正明市四区
宇部	3月31日(金) 10時～16時	「宇部井筒屋」 宇部市常盤町1丁目6-30
下関	4月1日(土) 10～19時	「シーモールパレス」 スクエア広場 下関市竹崎町4丁目4-8



平成6年度第2回支部企画委員と本部業務部合同会議

日時 平成7年3月3日(金) 午後1時30分より午後4時30分まで

場所 司調会館

出席者 本部役員 乗川会長、高田副会長、西本部長、難波・阿部・高杉各理事

支部企画委員 岩国 大森委員、河内委員

徳山 田中委員、奥西委員

防府 大田委員、三刀屋委員

山口 田上委員、川口委員

萩 藤津委員

宇部 井上委員

下関 下野委員、柴田委員

開会午後1時30分

本年度、第2回支部企画委員との合同会議を、司調会館2Fで開催しました。

冒頭、乗川会長は連合会の情報として、阪神大震災の兵庫会の情勢について述べられ、当会からの義援金への会員に対するお礼を述べられました。また、本年1月1日実施の報酬改定についても、支部企画委員を通じてその周知徹底をはかって欲しいと要請し、平成6年度の年計報告からみる各支部の報酬額運用の実態を説明され、現状の認識を促されました。

協議事項

- (1) 平成6年度支部研修等の結果について、別表のとおり各支部とも活発に研修会を開催し、特に防府支部は5回の実施を行っている。
- (2) 報酬額の運用について

この議題は毎回取り上げているもので、今回も高田副会長を中心に、これまで

各支部の研修会資料として用いた例題を参考に協議を行った。

今回は、特にやむを得ず依頼者に同行して、同意書等の押印をとる業務に対する報酬について業務を行い、1件半日（4時間）25,000円を依頼者に対して請求するという方針を確認した。

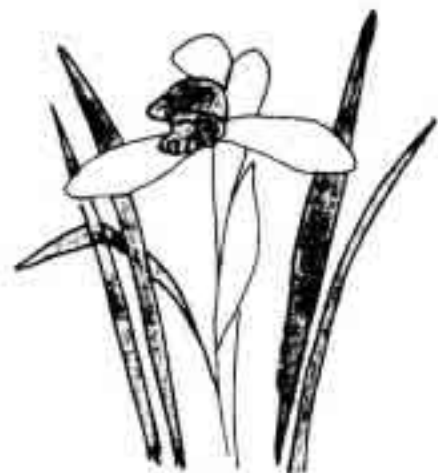
(3) 報酬額目安の作成について

業務部より案が出され協議を行ったが、シンプルでわかりやすいものという意見が多く、金額については業務部一任という結論になり、次回までには決定予定である。

(4) 表示登記事務扱い要領の改正について

5月12日の本部研修会までに意見要望があればということで協議に入ったが、特に業務部よりの提案で、山林番、混乱地域に対する運用について各支部の現状の説明を受け、改正後の取扱いを協議した。混乱地域については、各箇所実情が相違するので個別に調査を行い、各支局、出張所とも協議をすることにした。

最後に高田副会長より挨拶があり閉会とした。



平成6年度支部研修実施状況

- 岩国支部
- 6年5月14日(土) 15日(日)
 - 「報酬額運用の実態」 講師 瀬口 潤二 氏
 - 「調査測量実施要領の運用」
 人員22名 費用 181,000円
 - 6年11月23日(土)
 - 「借地借家法について」 講師 公証人 手嶋 龍三 氏
 - 「地図混乱地域の取扱いについて」
 人員16名 費用 39,800円
- 徳山市部
- 6年10月21日(金)
 - 「会員による報酬計算」
 - 「境界標設置キャンペーン」
 会員 23名 費用 34,844円
 - 7年2月24日(金)
 - 第1部 講演会 講師 乗川 良介会長
 - 第2部 合同協議会
 - 「大規模造成における調査及び申請業務」
 - 第3部 懇親会
 会員25名 法務局 15名 費用 130,000円
- 防府支部
- 6年4月22日(金)
 - 「報酬額について」
 - 6年7月7日(木)
 - 「住宅金融公庫の取扱いについて」 講師 信用金庫 蔵重係長
 人員15名 費用 32,000円
 - 6年10月14日(木)
 - 「永久境界標設置について」
-

「報酬額運用について」

「支部長会報告」

人員16名 費用 46,200円

- 6年11月26日 (土)

「コンクリート杭打設」

会員13名 補助者9名 その他4名 計 26名

費用 67,189円

- 7年1月27日 (金)

「法定外公共用財産について」

会員13名 補助者3名 その他14名 計 30名

費用 207,000円

山口支部

- 6年9月17日 (土)

「四国研修旅行」

人員9名 (司法11名) 費用 674,852円

- 6年10月21日 (土)

「公共測量の諸手続き及び作業規程と基準点測量」

講師 建設省国土地理院中国地方測量部 丸原建設技官

「GSP研修」 ソキア説明

会員21名 補助者10名 費用 115,800円

萩支部

- 6年10月21日 (土)

「公共測量の諸手続き及び作業規程と基準点測量」

講師 建設省国土地理院中国地方測量部 丸原建設技官

「GSP研修」 ソキア説明

会員10名 補助者4名 費用 55,745円

- 6年10月22日

「報酬額研修」

会員8名 補助者1名 費用 234,270円

宇部支部

- 6年9月9日 (金)～10 (土) 講師 瀬口副会長

1. 誤り易い報酬額の計算

2. 見積りの出し方

3. 質疑応答

会員29名 補助者7名 費用 384,438円

下関支部 ・ 6年10月22日(出)

「基線場による測量器具の点検時について」

会員17名 補助者8名 費用 17,731円

・ 7年3月18日(出) 19日(回)

「報酬額について」 講師 高田副会長



技術と サポート力で お役立ちの **RICOH**



リコーのイメージング情報処理技術が明日の統合のシステムを構築します。

お問い合わせ

山口リコー 0838(27)4530
0839(27)4440

リコーテクノサポート 0838(23)2477

OAテレフォンセンター WP 082(248)1289
パソコン 082(248)3217

ご利用は…

東京	03(3)5561
大阪	06(6)6611
名古屋	052(2)2211
福岡	092(2)2211
札幌	011(2)2211
仙台	022(2)2211
新潟	025(2)2211
金沢	076(2)2211
北陸	077(2)2211
中部	057(2)2211
近畿	078(2)2211
中国	085(2)2211
四国	087(2)2211
九州	093(2)2211

「新入会員研修会」開催される

来る3月2日休日に、新入会員の研修会が、司調会館で行われた。

7名全員出席のもとに、朝10時から夕方4時までスケジュール多い研修会だった。始めに、総務部担当で、八木部長、乗川会長による「土地家屋調査士法概要」と「土地家屋調査士会会則」の説明があった。

次に広報部の河村部長から「広報活動」について話がなされ、小嶋副会長（公職協会理事）から「公職協会」について説明がなされた。

昼食後、財務部の増務部長により「各

種共済制度及び保険について」話がなされ、業務部の高田副会長と西本業務部長から

「土地家屋調査士の実務概要」

「地図の備付けのない地域の取扱いについて」

「土地家屋調査士業務と民法のかかわり」

「報酬額運用の説明」

の本日のメインの実務についての話があった。研修会の結果をふまえて、会員には、日常の業務に役立てていただきたいと思っています。



本島 義博

(47才)



<入会（登録）年月日>

平成7年1月10日

他の取得資格

測量士補

セールスポイント

顔に似合わぬやさしさ

趣味、特技

釣り、ソフトボール

調査士資格取得の動機

測量会社に勤務していて登記に興味を持った。

調査士会、先輩に望むこと

よろしく御指導下さい。

その他

一步一步努力をし、早く一人前の調査士になれるよう頑張ります。

事務所紹介

下野
木村 合同事務所
宮崎

平成3年に現在の事務所に移って九4年になりますが、人数が増えた為か整理がへたくそな為か、そろそろ手狭になったと思う今日この頃です。

昭和58年に開業して以来、合同事務所として悪戦苦闘しながら11年の月日が経ったのですが、以下合同で仕事をする上でのメリット、デメリットを述べてみたいと思います。

メリット

- 1 コピー、ファックス、光波、測量専用の車等すべて1台でまかなえる。
(コンピューターは除く)
- 2 難問等があった場合、一人で考えなくてすむ。(頭の悪いのが3人いてもあまり効果はないが)
- 3 失敗した場合人のせいのできる。
- 4 仕事を分担して早くできる。(急ぎの仕事に対応できる)

デメリット

- 1 支部等の行事の関係で3人いるのだからと割当てがきつい。
- 2 収入が3分の1になる。
- 3 1つの事を決めるのに意見がわかれる。

以上、メリット、デメリットを比較しても合同で仕事をするのがいいのか悪いのかわからないが、1つ言える事は、みんなで楽しく仕事ができるかどうかだけであると思います。



支部だより

下関支部 堀家 徹

平成7年3月18日～19日、サングリーン菊川で二度目の支部研修が行われました。

1日目は、高田副会長による報酬額運用基準についてで、土地の例題・設例1では、単純分筆、それと定面積分割の報酬の比較、設例2では、国調地域で図根点無し、筆界点等も無しとして報酬額の計算をしてみますと、分間図地域は60万円でしたが、ここでは80万円以上となり、筆界は所有者の管理状態が悪いからと理由は有っても、図根点については市道等の改良で失ったり、または測量業者の安易な選点によりアスファルト上に釘だったりした物は、移動及び破損し、そのつけを所有者が負うことは何とも割り切れないものがあります。又、建物表示登記一件の標準タイプで8万円を越えた事を考えますと、この報酬に見合った様に我々会員も技術の向上、そして専門知識を高め、一致団結していく事の大切さを改めて感じました。その為でもありませんが、夜の懇親会では会員一同胸襟を開き大いに親睦を盛り上げました。

翌日は瀬口副会長による山林地域の取扱いについて、約3時間の講義を受け地図の無い地域での地図作製行業がいかに大変であり、いかに責任があるかを知る事により改めて我々は重大な職務についていることを身にしみて感じました。高田副会長、瀬口副会長、大変ご苦勞様でした。この欄でお礼申し上げます。

次に、3月22日、下関支局管内で11名の定期異動がある為に、シーモールパレスにて送別会が開催されました。異動職員の皆様の皆様のご活躍、ご健闘をお祈り致します。

徳山支部 龍角 信夫

2月24日倫合同協議会を開催した。徳山支部では、永年にわたって法務局と年1回合同の協議会を開いて意見の交換を実施しています。今年は、巷でも関心が高まっている「人権」について支局長補佐よりお話をいただいたあと「大規模造成における調査及び申請業務」について研修をした。この研修には法務局からも11名の参加がありました。話の中心は、山林地区又は地図のない地域を含む調査、測量の作業手順でした。このような手続きは総べての会員にとっては必ずしも一般的でなく（現に私も昭和55年の

開業いらい、一度も林班図、森林基本台帳、団子図を見たことがありません）説明もわかりずらいところもありましたが、基本的な作業手順の確認が出来たと思います。

4月1日「表示登記の日」、徳山支部では、現在いまだに一般市民になじみのない「土地家屋調査士」のアピールが重要であると考え、今回の企画を「境界のことなら土地家屋調査士」へということの基本コンセプトに、なるべく人通りの多い話題性のある場所ということで、今回も、下松市にあるザ・モール周南のショッピングセンターの店内を使い、無料相談所を設置すると共に、御影石杭・ステンレス杭・金属板境界標の展示や、ちらし・ティッシュの配布をおこない、より多くの方へ土地家屋調査士アピールを行った。相談件数は16件であった。事業が終わって感じたことは、土地家屋調査士の業務そして土地家屋調査士という名前自体が一般市民にはまだまだ浸透していない、そしてこういったPR活動をいろいろな機会に行っていくことが必要であるということです。

宇部支部 副支部長 上原 英治

宇部支部は、今回の表示登記の日は3月31日(金)に行いました。無料相談所設置とは別に土地家屋調査士のアピールをかねて街頭ビラくばりをしました。“不動産の登記と管理”の冊子と本会からの境界標設置キャンペーンのときの“ちらし”と“ティッシュペーパー”を袋にいれたものを700部用意して、宇部市役所前と井筒屋デパート前で会員延べ12名で配りました。相談にこられた人数は例年と変わりませんが、かなりの宣伝効果はあったのではないかと思います。4月1日は、土曜日で官庁は休みのため、あえて金曜日に市役所に訪れる人にビラを配りアピールしたわけですが、相談員をされた方、街頭ビラ配りをしてくださった方、又、冊子を袋詰めしてくださった方、いろいろな方々のご協力で執り行うことができました。宇部支部の会員のみなさま、ありがとうございました。



公図のない地区での登記業務

山口県の山林地番区域に公図が作成されなかった背景

山口県は、明治維新発祥の地で、明治政府の基盤整備に大きな役割を担ったことは歴史的な事実である。

このような風土に、公図が存在しない理由が様々な説で伝えられている。

一般的に伝えられているのは、政治的な意図から、一人、山口県だけ地租の優遇を受けるため、業とてたらめな地積を中央政府に届け出たとする説である。

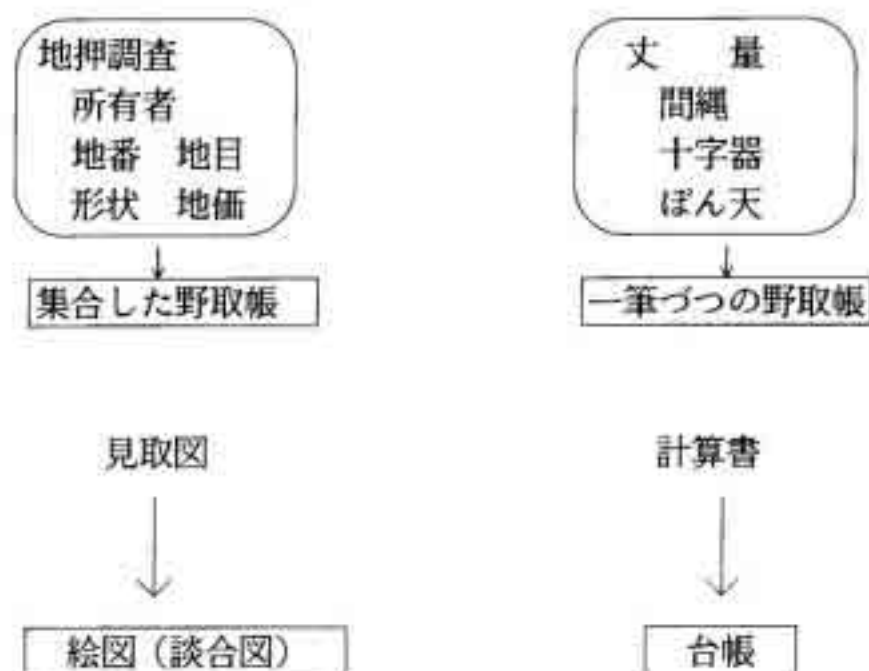
また一つは、山林に軍事的な施設があり政治的な意図から、外に資料がもれるのを恐れて公図は作ったけれど、公に公表せず遂に法務局に引継がれなかったとする説。

山林の地区は、地押調査、丈量が困難なので各地元役人がサボタージュしたとするものもある。

しかしながら、山口県では、公図が存在しない理由に特に関心がもたれることもないままに、登記行政は、中断することなく、事故もなく、行われてきた。

(このことは、一方では、公図が存在しない地区においても土地の分筆手続きが理論上可能であることを説明するよい事例であり、分筆理論の方向制を決定づけるものであるが、ここでは論じない。)

今回、山口県の山林地番区域に公図が作成されなかった背景を考察する第一の資料として、「山口県の土地制度と地図の歴史」(山崎耕右著)をベースとしているので、この資料とともに、考察願いたい。



地押調査と丈量は、上記のように区別しながら考えると理解しやすくなる。

今日の地籍調査を、はじめとする地図づくりの過程をみても、地押調査の工程と丈量作業の工程は、区別されている。

このことは、山口県の山林地番区域に公図が存在しないことを理解する上で重要な手掛りとなる。

山口県では、地租改正（明治6年）に際しては、地押調査はしたけれど、基本的には、江戸時代（宝歴年間）の検地帳をもととして、土地の地積は、宝歴年間の数字そのものの丸写しであった。山口県の地租改正に携わった担当者は、宝歴年間の数字について、中央政府に対して「信憑性が高い」⁽¹¹⁾と、いつてみたものの、100年も前の検地の成果がどれほど正確であるのか、疑念を抱いていたのではないだろうか？

明治政府は、山口県の担当者の意見を入れ、全国一斉の地押調査の例外を適用し、地検台帳の整理をし、これを基に、地租税の徴収をするようになった。

ところが、江戸時代の検地の手法で調査された、地租改正事業は、土地の有効利用の活発化にともない、混乱を引き起こした。

これは、ひとり山口県だけに留まらず、全国的な問題として、混乱が発生したようである。

そのため、明治17年中央政府は、地租条例を定めるとともに、町村地図の調整法をはじめ丈量の方法も規則化され、近代的な測量技術を取り入れようとしたことが伺える。（近代的な測量技術といっても、三角測量等といった、全体を国家基準と結び付けるような測量技術ではなく、各筆毎の面積の算出技術に平板を使用している程度のものである。）

山口県地方法務局下関支局に保管されている土地台帳付属地図のマイラー化以前の原本の表紙には、明治20年1月の日付とともに、耕地字限板分間図という表題がついているものがある。山口地方法務局の本局をはじめ同様の表題が確認できることから、明治20年に作成された土地台帳付属地図の作成は、明らかに板分間という器具を使用したことがわかる。

また、板分間という器具の実物が、山口市の嘉川の地区で見つかっている。

話が前後するが、中央政府による明治17年の地租条令と再度の地押調査は、山口県の担当者に大きな難題をかかえさすこととなった。

つまり、明治5年の地租改正事業で使った数字は、殆ど、自分達で確かめたものでなく、宝歴年間という100年も前のデータである。

しかも、このデータを宝歴年間のものと堂々と公表することは、他府県に対する関係からはばかれたのではないかという仮説が成立する。

明治22年の土地調査事業始末（山口県文書館保存文書）をみると、調査事業の開始にあたって、1間を6尺5寸とするのか、6尺でするのかで中央政府と折衝したあとが伺える。結果としては、1間6尺で測ることで落ち着くが、この単位の変更による面積の増加は、地租に反映させない約束を取り付けた後に、土地調査事業に着手していることがはっきりしている。（此のへんに、山口県の政治力の強さを感じない訳にいかない。）

昭和50年、山崎耕右氏（当時山口地方法務局の表示専門官）の手で山林の絵図が収集された。存在しないとされた山林の絵図の存在が確認された。つまり、公図として、税務署や、法務局に継承されなかっただけで、山林地番区域の絵図は、明治10年、地券台帳の整備と共に整備されていたのである。

山林地番区域の絵図で一番よく整備されているのは、山口市役所の出張所で、調査に行くと、耕宅地の図面と同じように整理されていて、手数料を支払えば、だれでも閲覧することが出来る。

この絵図には明治10年の表題があると共に、各筆毎に所有者と地目、面積と地番の記載がある。（会報やまぐち No.57 9月発行 34頁参照）

これと、土地台帳の記載と照合してみると、土地台帳と絵図が、関連していることが判る。

山口県下の他の市町村でも、同じように絵図が存在していることがわかっているが、保管や整備が不完全で、山口市のような取り扱いをする市町村は、例外的である。

では、なぜこの絵図が、公図として法務局に継承されなかったのであろうか？

大胆な仮説であるが、前に述べてきたように、明治10年の調査の数字をはじめ大半の資料は宝歴年間という100年も前のデータであり、山口県の地租改正事業の担当者にとっては、けっして自分達でつくったものであるという認識がなく、また、それ故にこそ疑念をもっていたのではないかと思われ、自分のデータでないものを公図として、あるいは、土地台帳の地積の裏付け資料として提出できなかつたのではないだろうか。

真面目な、山口県人の気質が、公図として公表することに対し、胸を張れなかつたの

ではないかと考えるのは的外れであろうか？。

何れにしても、明治20年の地押調査の際に山口県では、耕宅地についてだけ調査がおこなわれ、遂に山林地番の区域は、またしても調査が行われないうまま終了している。

ただ、耕宅地の調査は、板分間を使用し1間を6尺竿で測量していることから、他府県の公図との比較においては、かなり、正確な地図として作成されているといえる。

蛇足ではあるが、山口県では、不動産業者をはじめ一般の人までも公図のことを「分間図」と呼んでいる。このように「分間図」という言葉が通用している地方が殆ど存在しないのは、明治20年の地図作りにおいて「正確な地図」を強調した結果が、言葉として残って伝えられているのではないかという人もいる。

(1間=1.818m、を) 1分=3.03mm であらわすことでこれは、600分の1となる。

昭和40年まで 600分の1,300分の1,200分の、1で縮尺が用いられていたのは、この時代の名残りである。

注1) 山口県は、中央政府に対して、「宝歴年間の検地結果の信憑性が高いことを理由に、丈量を省略している。」

中央政府は、嘉川地区をはじめ、数ヶ所を調査した後、山口県の言い分を認めている。(地租改正沿革誌)

信頼をお届けします

UBEX
株式会社ウベックス

FUJI XEROX

取扱商品

- 複写機(ゼロックス)
- ワークステーション
- ファクシミリ・ワープロ
- パーソナルコンピューター
- オーバーヘッドプロジェクター
- その他O・A関連商品

本 社 旭宇部(0836) 21-1147
下関営業所 旭下関(0832) 32-0113
山口営業所 旭山口(0839) 23-0380

宇部営業所 旭宇部(0836) 21-1147
防府営業所 旭防府(0835) 21-7771
萩営業所 旭萩(08382) 6-0431

山口県下の分間図を机上で求積し

土地台帳面積と比較した成果

市町村	大字	地番	分間図	台帳	率
光市	三井	2015-2	721	723	100
光市	室積村	1913	178	185	97
大和町	岩田	935	1,737	1,692	103
大和町	岩田	2654	2,087	2,056	102
熊毛町	小松原	1225	1,563	1,603	98
熊毛町	森河内	1288	531	522	102
山口市	中市町	85	221	218	102
山口市	陶	2629	860	737	117
山口市	陶	2615	501	515	98
山口市	陶	3569	229	227	101
山口市	陶	1253	887	786	113
山口市	吉田	2632	490	489	101
山口市	吉田	2495	147	155	95
山口市	鏡鏡司	2461	87	46	190
宇部市	車地	519	295	270	110
宇部市	西岐波	188	840	882	96
宇部市	西岐波	2873	461	468	99
柳井市	柳井	2200	1,547	1,590	98
柳井市	吉開作	1114	653	601	109
宇部市	上宇部	1263	609	680	90

市町村	大字	地番	分間図	台帳	率
下関市	長府松小田	621	1,577	1,529	104
柳井市	柳井	233	1,207	1,282	95
柳井市	柳井	234	1,129	1,209	94
柳井市	柳井津	186	146	165	89
柳井市	柳井津	187	225	228	99
柳井市	吉開作	910	10,581	10,878	98
柳井市	伊保庄	2555	398	360	111
柳井市	阿月	2242	534	499	107
新羅町	本陣町	1000	589	591	97
徳山市	下上	117	1,433	1,371	105
徳山市	四橋	1315	702	624	113
徳山市	夜市	3210	1,010	932	109
徳山市	湯野	1087	410	376	109
宇部市	亀崎1丁目	322	1,821	1,877	97
小野田市	小野田	5812	1,153	1,163	100
小野田市	小野田	5808	341	320	107
小野田市	小野田	5811	392	393	100
小野田市	小野田	1931	649	618	105
累計			57,383	57,220	101

※ 求積はデジタルレプランメータ又は、三斜計算で、単位は㎡

市町村	大字	地番	分間図	台帳	率
宇部市	上宇部	1264	150	208	73
宇部市	上宇部	1265	1,241	1,276	98
宇部市	上宇部	1269	696	423	165
徳山市	徳山	7600	1,385	1,339	102
下松市	末武ノ上	477	670	650	103
徳山市	大島	61	638	620	103
徳山市	上村	281	420	410	103
徳山市	久米	3918	649	647	101
周東町	祖生	3816	2,267	2,363	96
下関市	長府松小田	622	1,066	1,190	90
下関市	彦島西山町	3500	1,208	1,246	97
下関市	彦島西山町	3502	654	581	113
下関市	武久町	625	294	293	101
下関市	武久町	626	216	233	93
下関市	武久町	632	356	360	99
下関市	永田郷	653	474	413	115
下関市	有富	185	1,383	1,378	101
下関市	有富	156	850	829	103
下関市	有富	160	403	413	98
下関市	田倉	253	1,165	1,231	95
下関市	田倉	254	1,400	1,408	100
下関市	田倉	255	897	849	106

上記サンプル集計

率	サンプルの筆数	
~ 120	2	
120 ~ 116	1	
115 ~ 111	5	
110 ~ 106	9	
104 ~ 100	19	83%
99 ~ 95	18	
94 ~ 90	4	
89 ~ 85	1	
84 ~ 80	0	
79 ~	1	

囲碁クラブ第1回例会、盛況裡に終了

一層の親睦融和を図る

幹事 増 嵩 増 郎

梅花薫る早春の候、3月5日(日)午前9時30分より司調会館会議室において、第1回例会が15人の参加者を迎えて和やかに開催された。

始めに石田豊会長のご挨拶をいただき、対戦回数5回、1級段差1日、互先は5目半出しとする手合割や順位決定の方法等について説明があり、きれいに整備された気持ちの良い雰囲気の中に8つの碁盤が置かれ初戦が始まった。1等から5等までの賞品や参加賞が並び、皆和気あいあいのうちに棋力の近い者どうしが盤に向い、熱の入った一石一石、集中力抜群、日ごろの実力を十分発揮し、時間のたつのもわからない程集中した。

昨年8月28日の第18回司調共催囲碁大会の開始30分前に、調査士会囲碁クラブ会会員が集まり別途の「規約」を定め、この趣旨は「囲碁を通じ会員相互の親睦、並びに会員の棋力の向上を図ることを目的とする。」とした。

例会終了後、表彰式が行われ石田豊会長より入賞者に賞品が手渡され拍手かっさい心地良い疲れを感じながら散会した。次回は会長一任ということで本当に集まりやすい、日程を選び実施することとした。

大会の成績は以下の通りです。(敬省略)

1位	4勝	60.0点	泰 正 弘 (民事法務協会)
2位	〃	56.0点	古 谷 嘉 昭 (下関支部)
3位	〃	47.0点	加 藤 芳 昭 (防府支部)
4位	〃	42.5点	兼 重 直 彦 (徳山支部)
5位	〃	37.5点	渡 辺 義州生 (山口支部)



調査士会囲碁クラブ規約

- 1 名称 本クラブは、調査士会囲碁クラブと称する。
- 2 目的 囲碁を通じて会員相互の親睦、並びに会員の棋力の向上を図ることを目的とする。
- 3 会員 本クラブの会員は土地家屋調査士会員（補助者及び調査士会、公嘱協会事務局職員を含む）及び準会員（法務局職員及び司法書士会会員）で構成する。
- 4 入会及び脱会 当クラブに入会しようとする者は、会長へ申し出なければならない。又、退会するときも同様とする。
- 5 役員 本クラブに会長並びに幹事1名を置き、その任期は2年間とする。
- 6 例会
 - (1) 年2回（8月及び2月の、最終の日曜日を予定）とし、その都度、会費、賞品の授与等、会運営について役員が協議決定し開催する。
 - (2) 手合割り等は原則として次のとおりとし、開局前に参加者に周知するものとする。
 - ア 手合割 1級1段差1目とし、互先は5目半出しとする。
 - イ 順位決定 勝ち数をもって決定し、同勝ち数のときは勝ち目数の多い者、更に同数のときは負け目数の少ない物を上位とする。

なお、15目を超える勝ちの中押し勝ちとし、持碁は白の勝ちとする。

会報やまぐち57号（9月発行）に囲碁クラブを紹介しましたが、その時の囲碁クラブ規約案は、上記の通りの成案となりましたのでお知らせいたします。

なお、若い会員の方々のご参加をよろしくお願い申し上げます。

ゴルフクラブだより 第2回 (Y・T・G会)

代表幹事 徳山支部 磯村 美樹

いよいよ外業の仕事もはかどる季節となり、ゴルフ場の芝も新しい芽を出してきました。

「Y・T・G」第2回大会は、宇部支部担当で幹事高杉先生の世話で3月21日(春分の日)常盤ロイヤルカントリークラブにて行われました。

参加者は25名で準会員として法務局、弁護士、税理士、行政書士の方々の参加もあり、いつもの仕事の顔と打って変わってニコニコ顔でいっぱいでした。

私自身も最近、境界線設置キャンペーンに力を注いでいまして、(永久杭、御影石杭を埋設しましょう。)ゴルフの方は力をぬいております

今回の成績は、優勝：徳山支部 磯村芳樹先生、準優勝：徳山支部 磯村美樹、第3位：徳山支部 乗川良介会長、第4位：宇部支部 鶴巻栄一先生、第5位：有熊和郎さん(法務局)でした。

次回は8月、岩国支部担当で行われます。

幹事 松田邦利先生、よろしくお願いします。

皆様、息抜きのためにもどんどん御参加下さいます様御案内いたします。



投稿

長門国府の方位信仰

下関支部 前田博司

古代の施政者は、方位に関して並々ならぬ信仰を持っていた。そのあるものは原始信仰に由来するものであったろうし、またあるものは中国から伝来した陰陽道に由来しているとも考えられるものである。

ここでは長門の国府を中心にして、どのような方位信仰が巡らされていたかを分析してみたい。

1. 国府の立地条件

およそ国府の立地は、その国内の畿内に近い所に設置されることが多い。それは古代政権が大和国（奈良県）や山城国（京都府）に在ったことから、当時の都からそれぞれの国府に至る便利さを考えて、その国内でも畿内に比較的に近い位置に国府を設置したのは当然の措置であったろう。平安時代に都の所在国であった山城を除いた六十五国二嶋なかで、京に近い位置に国府があったものは四十二国であった。その国のほぼ中央に位置するものは十九国で、京から見て遠い所に位置するものは、志摩・備前・周防・長門・淡路・筑紫の六国に過ぎない。

ついで国府にはさまざまな地方官庁を一ヶ所に配置する必要から、かなり広い平地の存在が要求される。国内の主要生産地域、すなわち広範な水田の分布地域に位置するものが多い。周防の国府は方八町つまり一辺が約 870メートルの規模を持つために、その地である防府の土地は広い沖積平野に位置している。前述の六国のうち備前、周防、淡路はいずれも国内の条里を施行した平野に位置している。

こうした国府の立地条件を考慮するとき、長門の国の国府がそのいずれの条件からも外れていることに気がつく。

長門の国府は、国内には瀬戸内海沿岸の東部にいくつかの広範な平野が存在しているにもかかわらず、その立地は中央から見て長門の最も遠い端に位置し、しかも狭小な海岸段丘である長府の地に立地している。歴史地理学者はこの地に方形の国府を配置しよ

うと試みて、せいぜい方三町あるいは四町の規模でしか国府を配置できず、その結果方形の規模の国府は存在しなかったのではないかと説く学者も出ている。

長門国府は、どうしてこのような立地なのだろうか。

2. 穴門豊浦宮の立地

長門国府を考える前に、古事記や日本書紀には仲哀天皇の宮居がこの長門の地に置かれたとあることを併せ考えなくてはならない。

当時は穴門と呼ばれていたこの地に、なぜ穴門の豊浦宮が置かれたのだろうか。もちろん仲哀天皇やその妃である神功皇后が、単なる伝承的存在に過ぎないのか、あるいは実在の人物であるのかどうか、といった議論も必要であろうが、ともあれ穴門豊浦宮を、この長府の狭少の地に置いたとする伝承に注目する必要がある。

この穴門豊浦宮について考えるとき、その立地する長府の地相が、天智天皇の宮居である近江大津京の地相とあまりにも類似していることを指摘しなくてはなるまい。

すなわち、今の大津市錦織地区に在ったとされる大津京は、その東から東南にかけて琵琶湖に面し、西北は比叡の山々から比良山系へと山並みが連なり、南は淀川へと流れ出す低湿地となり、西は山城国への道路が山を分け入っている。

このような地形は、古来中国においては、「四神相応の地」として陰陽の理にかなう吉祥の相の最たるものとされた。『荀子』の儒効篇には、周の副首都である洛陽の場所を選ぶのに、亀トを行ない、四方の方位を測り、中央に大社を祭祀したことが記されている。我が国においても、『続日本紀』の平城京遷都の条に、遷都に際して亀筮を行い、四神相応の位置を選んでいる。

「四神」とは、方位を正す神と信じられ、東に流れあれば青竜、南に沢畔あれば朱雀、西に大道あれば白虎、北に高山あれば玄武として、この四神がすべてそろっている地形を最も好ましい地相として、宮居の地などに多く選ばれたわけだが、その具体的な地形として、東から南にかけて水があり、北から西には山並みがあり、南に向けて低く下がり、西に向かっては道路が通じている土地が選定された。(図 (1)) さて「穴門豊浦宮」が設けられたと伝えるこの長府の地相を眺めてみると、東から東南にかけて瀬戸内の海に接し、西から北にかけては中国山系末端の丘陵が連なり、南へと低くなって壇具川となり、西へは長門一の宮の住吉神社を経て響灘に至る逢坂の街道が走っている。平

井温故の『豊府志略』（西暦1710年）には、この道について、「大阪路は此より西の方一宮へ詣する往来なり」と記している。すなわち長府の地もまた、まさに四神相応の好地ともいうべき立地条件にある。（図（2）（3））

このような吉祥の地相であるがゆえに、この長府の地が霊地視され、それがやがては、かつて勇猛たる王者の宮居がここに在ったとする原伝承を生み出し、現実の宮居としての穴門豊浦宮にまで醸成されるに至ったとも考えられる。

後世になって、長門国府がこの狭少な長府の地にあえて置かれたその背後には、この地がこうした陰陽五行思想に基づく吉端の地であるという認識が色濃く伝承されていたからではないだろうか。

3. 長門国府の方位認識

長府に鎮座する長門二の宮と称される忌宮神社には「忌宮神社境内絵図」と称される地図が収蔵されている。この地図は鎌倉後期ないし建武（西暦1334～8年）初年ごろの当地の景観を描いたものであるが、その方位を確かめてゆくと、域内の神社仏閣が興味ある位置に配置されていることがわかる。（図（4））

忌宮神社は古代の穴門豊浦宮の宮居の地に設けられているとの伝承を持ち、また長門国府はこの忌宮神社を含むこの一帯の台地上に存したと考えられること（小野忠熙氏は忌宮神社を想定国府域の東北部にあてている。）から、この地図を長門国府を中心とする配置図を読みかえることができる。

地図の北東隅の八幡松原には、巖島社があり、北西隅には国分寺が配されている。南西には惣社があり、南東には串崎が海中に突き出している。

中世の武将今川貞世の日記『道ゆきぶり』（西暦1371年）には、「このはまのわたに、すさきの様に出たる山侍き。くしさきといひて若宮のたたせたまへる所なり」と、串崎には若宮社があることを記している。

つまり長門国府の四隅に神社仏閣が配置されているのは、とうてい偶然とは言えない。

『豊府志略』には次のような記載がある。

「陰内、鞏昌橋より北の方也。此所は東は浜部、人家八幡松原まで続けり。西の方は陰陽師の住居也。俗人の口碑に、往昔仲哀天皇豊浦都に行宮の御時、此地帝居の鬼門に当れる故、術数者を此地に居らしめ、災夭の気を厭しめ給と也。今は子孫殊に繁昌し

て、吉凶禍福を説て諸人を惑わす事少なからず」

つまり、穴門豊浦宮の北東方すなわち鬼門にあたる場所に陰陽師を配して不祥事を避けさせた、というのである。この陰陽師がいつの頃から院内（陰内）に住居を構えるようになったかは不明であるが、江戸時代の長府古図（乃木家旧蔵、西暦1750年頃）にも、この院内に六軒ほどの「ハカセ」と称する住居の記載が見える。

また長府の北東方には、厳島社の先に宇津宮八幡宮という社があった。今は忌宮神社の御旅所となっている。この社についてはある古文書に、

「宇津宮八幡宮 聖武天皇御宇 諸国神社納札所を設け置せ給。即ち当国八幡宮是也。」
古文書に長門国三の宮と云」

と見え、また、

「祭神 比 大神 鎮座年代不詳。応神天皇。元此地より西一里半計。綾羅木村に在。聖武天皇の時此八幡の地に遷して八幡宮となり、故に彼の里の人は、今猶此神の産子也」とも記されている（徳見光三著『川中風土記』）。

つまりこの神社が、いつの時代にか、綾羅木の地から国府の北東方に当る長浜に遷座させられたことを示している。つまり、国府の鎮護のために、長門国三の宮とも称されるほどの格式高い神社を移したものとも考えられる。移座の時期が古文書にいう聖武天皇の頃であったのかどうかはわからないが、あながちそうした伝承を否定することもまた難しいところである。

さらに、長府の北から北西にかけて方角にそびえる山は、四王司山（標高392.0メートル）と称し、かつて当山の頂きに四王院を設け、国家安護の祈祷が行われた。『忌宮神社境内絵図』には北西方に「四王子」と記されている。

『豊府志略』には、

「四王寺山は二宮稚桜縁起に、応神天皇武内宿禰に勅して穴戸豊浦山の峯に於いて三韓の凶徒を防ぐ為に、西南に向けて四天王寺を造立し、多門の尊像を安置奉るべし。是れ異国降伏の為にて、我還らずして皇宮に入って垂跡し、朝を守る云々。

又一説に、皇后三韓征伐の御時、六軍勝利の御祈りの為、当山の峰に於て四天王を勧請ありしと也。今猶嶺上毘沙門の石体を安置せり。毘沙門は定て当山の鎮守ならん、井田来福寺縁起に詳なり」（四天寺山）

「護国峰 四天寺の事。峰上毘沙門祠有」

(来福寺)

「彼の四王寺は神功皇后宝殿の北にして鬼門を守護する鎮守なり」(福勝寺)などと述べられている。

国府の正西方に、長門一の宮の住吉神社が配されているのも、興味深いところである。周防国府においても、国府の北西の十王堂や佐波神社あるいは国分寺と惣社町、南西方のもう一つの十王堂、南東隅の岸津妙見社と浜ノ宮跡、正北位の旧大仏堂跡など、明確な方位との対応がうかがわれる(山田安彦『古代の方位信仰と地域計画』)。(図5)このように、どこの国府においても、程度の差こそあれ、同様の方位認識が認められる。

4. 霊鷲山

長府の南西に、霊鷲山と呼ばれる標高288.5メートルの山がある。この山もまた、長府の裏鬼門にあたる南西にあたる場所から、いつしか神聖視されて、このような名称を冠されるようになったものと思われるが、その時期はおそく、藩制期になってのことと思われる。『地下上申』高畑村境目書(西暦1747年)に「一ノ宮村との境はリョウシ山よりサキ谷山尾筋を行き」「岩カ河内山・リョウシ山迄尾続峰尾切」とあり、同じく藤カ谷村境目書にも「リウジ山」と見える。

『豊浦藩旧記』の『禁伐御立山之事』(西暦1820年)や、『村浦明細書』(西暦1860年)には「霊鷲山」と記されている。

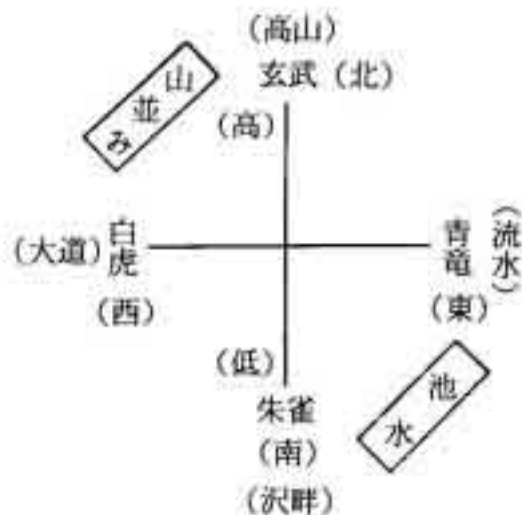
『豊府志略』の一宮社の敷地境外の項に「霊山」とあるのも、この山のことであろうか。

霊鷲山は、中インドのマガタ王国の首都王舎城の東北にあって、釈迦が説教をされた所として知られている。この故事をもとに、日本の各地でこの名が命名されている。霊鷲山などと難しい命名がなされても、一般の者にその意味がつかめず、そのため、いつしか「リョウシ山」「リウジ山」「竜背山」「龍司山」(高畑の小字名)などと、誤読あるいは当て字されて呼ばれている。

古代の方位信仰とは、別に、藩制期における裏鬼門の認識がこのような命名となったものであろうか。

5 結び

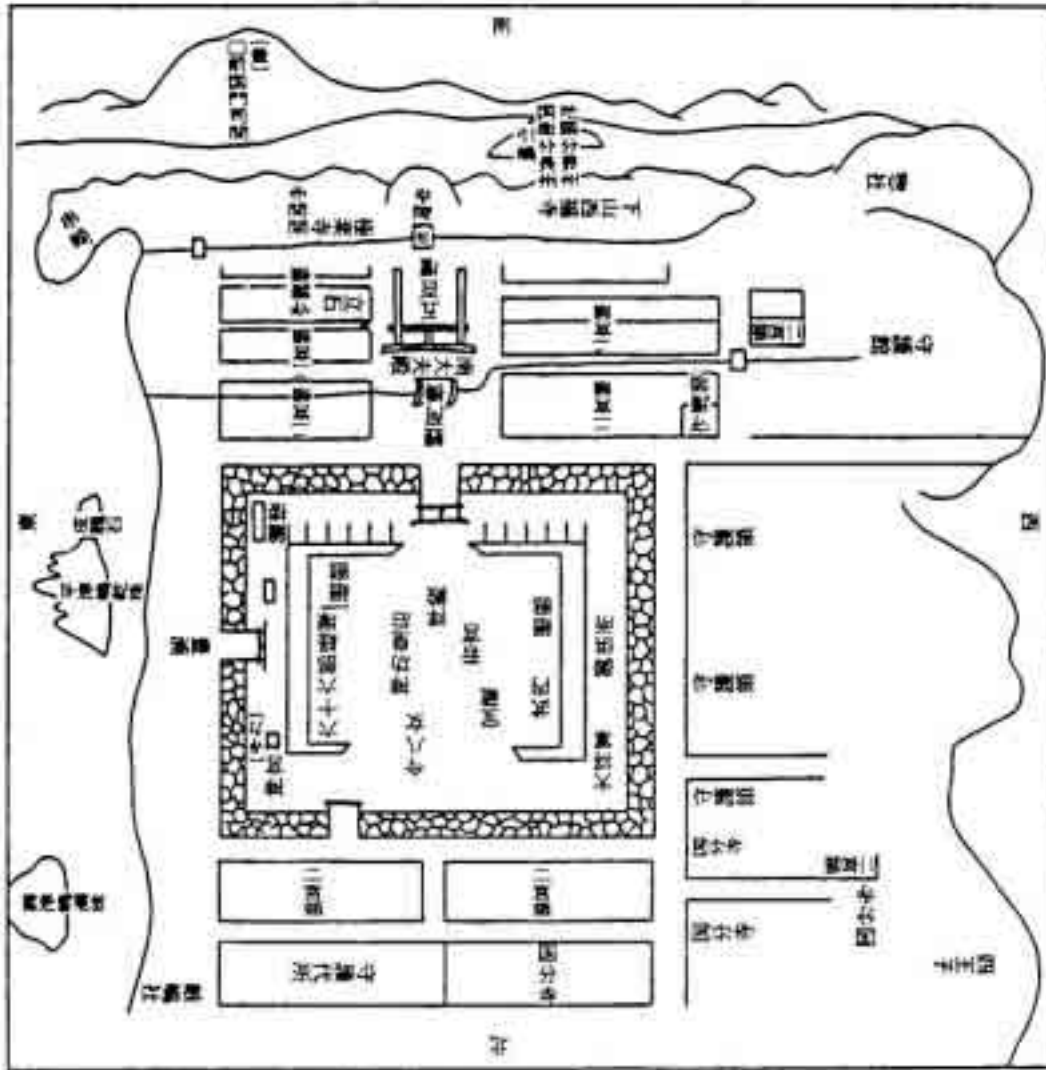
長門国府の特異な立地条件と国府選定後の人文的な方位信仰の態様について、概観した。古代人にとって、方位を重んじる陰陽思想は、我々が考える以上に真摯であり、切実なものであった。そのわずかな残滓が「家相」となって伝わり、また「鬼門」といった言葉で現在に及んでいる。



長門国府とその位置



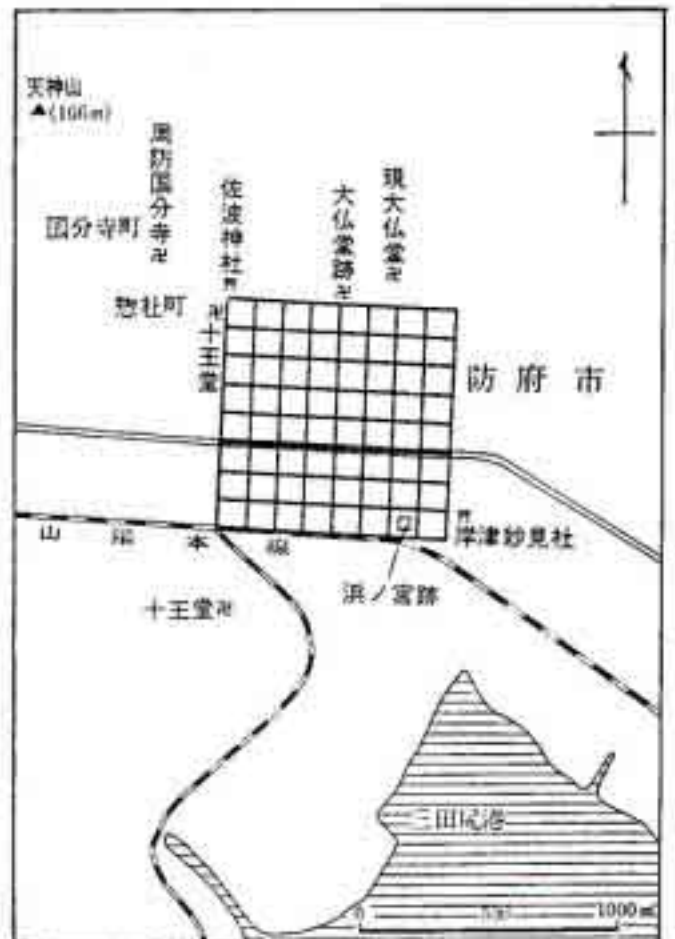
大津京跡想定図



境内絵図説明図

(小川信原図)

周防国国府四至とその周辺



事務局だより

会務報告

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 2月1日(水) 業務部会 | 3月16日(木) 新入会員研修会 |
| 3日(金) 役員推薦委員会 | 23日(木) 各部会合同会議 |
| 3日(金) 中国ブロック会長会議 | 4月13日(木) 広報部会 |
| 4日(土) | 14日(金) 決算監査会 |
| 22日(水) 法務局登記部門との協議会 | 14日(金) 業務部会 |
| 28日(火) 正副会長・部長会議 | 21日(金) 法・司・調三者協議会 |
| 3月3日(金) 支部企画委員と業務部との協議会 | 25日(火) 理事・支部長合同会議 |
| 9日(木) ブロック協議会会長合同 | 28日(金) 中国ブロック協議会役員会議 |
| 10日(金) | |

1 会員入脱会状況

支部	氏名	年月日	入脱会	入会会員事務所	電話
徳山	藤井昇二	7. 2. 1	入会	下松市栄町1-4-8	0833-41-0754
下関	川井久二夫	7. 3. 1	入会	下関市小月小島2丁目7-28	0832-82-4385
萩	宮垣高明	7. 3.30	死亡		
下関	藤永繁夫	7. 3.31	廃業		
徳山	曾根章文	7. 4.10	入会	光市中央6丁目26-1	0833-72-8414

2 事務所住所変更

支部	氏名	年月日	変更事項	電話
宇部	井上和夫	6.12. 3	住所 宇部市上町1丁目1番21号-302号	
宇部	平山正昭	6.10.31	住所 宇部市宮地町3番71-6号	0836-21-0273
下関	打越充浩	7. 3.29	住所 下関市一の宮町3丁目6番18号-302号	



計
報

萩支部 宮垣 高明

大正十一年三月三十日生
(享年七三才)

昭和二十八年二月二十六日

開業

平成七年三月三十日

逝去

茲に謹んで哀悼の意を表し、心から
ご冥福をお祈りいたします

日本土地家屋調査士連合会 共済会各種保険取扱

- 職業賠償責任保険
- 所得補償保険
- 測量機器総合保険

損害保険代理店
有限会社 **桐栄サービス**

〒112 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階
☎ 03-3942-0050 FAX 03-3942-0197

土地家屋調査士国民年金 基金加入のお願い！

未加入の土地調査士、補助者の皆様へ老後の生活安定の為是非一日も早く御加入下さい。

- ◎魅力その1 掛金全額社会保険料控除有り。
- ◎ “ その2 高齢加入（46才以上）の方は掛金面で優遇有り。
- ◎ “ その3 受取る年金は公的年金控除が適用。

詳細は事務局へお気軽にお尋ね下さい。

財務部より

編集後記

広報部担当となり、6年間があっという間に過ぎました。会報発行も今回が最後となりました。その間の広報部担当副会長及び広報部長さんには非常にお世話になり感謝しております。立派な部員と巡り合ったことを幸せに思っております。又、無理を言って投稿願った会員及び色々と投稿いただいた会員の方にお礼を申し上げます。

部員一同新広報部の発足とともに、すばらしい内容の会報となることを祈念し、次回からの会報発行について会員の皆様方の御協力をお願い致します。

(広報部長 河村)

発行 山口県土地家屋調査士会

山口市駅通り2丁目9番15号

電話 (0839) 22-5975

FAX (0839) 25-8552

振替 01590-5-11085

発行者 山口県土地家屋調査士会

会長 乗川 良介

広報担当副会長 小嶋慎一郎

広報部長 河村 誠一

部員 片山修一郎

〃 崎野 梅吉

印刷所 西京コーポレーション

山口市中央5丁目15番11号

電話 (0839) 24-3130

